

論 説

第一次世界大戦期日本の対ロシア武器輸出の実態と特質

瀬 瀬 厚*

The Reality and Background of Japan's Weapons Exports to Russia During of World War I

By ATSUSHI KOKETSU

This manuscript is part of a series of works studying the reality of Japanese weapons exports in the pre-World War II. In that context, this manuscript aims to analyze the reality of Japan's export of weapons to Russia, which got into full swing after the start of World War I, and investigate the background and the reasons for it. From the start of World War I in 1915 through 1916, The reason for this was the Japanese government's political and diplomatic policy, which was aimed at strengthening its relations with Russia so as to achieve independence from European society centred on Britain and France and establishing its position in Asia. That is to say, Japan, while responding to Russia's request for the provision of weapons, strengthened its own domestic weapons production system. This led to the establishment of Japan's national security in the 1920s and furthermore, in my opinion, led to a long-term strategy of building a system for total war. By investigating the reality of weapons exports to Russia, which was not always regarded as important in previous research, this manuscript emphasizes the deep connection between weapons exports and the issues of national security.

はじめに

本論の課題と分析視角

戦前期日本の武器輸出史で重要な画期は、日露戦争以後の対ロシア向けである。ロシア帝政の時代から革命期を挟む時期において質量の変容は当然あるものの、輸出兵器及び附属品の類は多種に上り、輸出額も膨大であった。対ロシア武器輸出が最も活発となったのは、第一次世界大戦勃発の翌年1915年から1916年にかけてである。同時期に日本はイギリス、フランス、イタリア等のヨーロッパ参戦諸国にも兵器供与・兵器譲渡・兵器払下等の用語で示された武器輸出を行ったが、対ロシア武器輸出は質量とも群を抜いていた¹⁾。

* 明治大学国際武器移転史研究所客員研究員・山口大学名誉教授

1) 「戦役間日本より露国及他連合国へ供給したる軍需品の件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記』「欧第三五五号 戦役間日本より露国及其他ノ連合国へ供給シタル軍需品ノ件 次官より伊丹少将へ電報案」、アジア歴史資料センター〔以下、JACAR〕、レファレンスコード〔以下、Ref〕: 03025231700、画像頁0285)に依れば、ロシアへの武器輸出は各種小銃821,900挺等兵器総額180,987,914円、絨類等被服総額

これらの用語に意味合の相違もあるが、本稿は原則として「武器輸出」の用語で統一する。

本稿は、戦前期日本の武器輸出の史的展開を追う作業の一環として、対ロシア武器輸出の問題に焦点を当てながら、以下の二点を主な課題とする。

第一に、これまで十分な検証作業が行われてこなかった対ロシア武器輸出の実態を追いつながら、その輸出の背景を明らかにすることである²⁾。官営の軍工廠だけでなく民営工場をも動員し、果敢に武器輸出を行った当該期日本政府及び日本陸・海軍の意図を探る。

数少ない対ロシア武器輸出に関する研究は、武器輸出研究で多くの論文を発表してきた芥川哲士の「武器輸出の系譜（承前） | 第一次大戦期の武器輸出 |」³⁾を嚆矢とする。同論文は多くの示唆を与えるが、第一次世界大戦の参戦諸国であるイギリス、フランスなどと合わせて対ロシア武器輸出を追っているものの、ロシアに特化したものでない。これに対し、本稿では対ロシア武器輸出に重点を置き、政治外交の領域を踏まえて分析する。すなわち、本稿は武器輸出の政治過程を追うことと併行して、その実態の分析を行う。

第二に、ロシアの武器輸入要請が如何なる目的で意図から発出され、それへの対応に全力を傾注した日本側の意図が何処にあったのかを、日露両政府当局のやり取りから明らかにすることである。確かに本稿でも第一次世界大戦参戦国のイギリスやフランス等への武器輸出の実態を追っているが、それは対ロシア武器輸出の位置を確定する意味においてである。そこでは、ロシアの武器輸入要請に対応する過程でイギリス、フランスへの武器輸出の質量が算定された経緯がある。当該期に日露英仏を中心とする国際政治の動きのなかで、ロシアとドイツとの戦争が決定的に重要であり、日英仏三国の安全保障の確保にとって死活的な問題としてあった。そうした視角から、対ロシア武器輸出問題を分析することである。

重ねて言えば、以上二つの課題を設定するのは、実態分析・政策意図・国際政治の三点からのアプローチにより、武器輸出問題を総合的に把握する意図からである。

本稿を論述するうえでは、エドワルド・パールィシェフの一連の論文に着目している⁴⁾。パールィシェフは、第一次世界大戦勃発直後から日露関係が例外的な友好関係を結び、

19,478,428円、その他正材料や医材料等を含め、総額で200,742,894円と2億円を超えていた。それと比較して対イギリスでは、各種小銃111,000挺等総額で5,562,005円、対フランスでは各種小銃50,000挺等総額で3,400,000円とある。輸出価格でロシアはイギリスの約36倍、フランスの約59倍と圧倒的な格差があった。

2) 額綱は「2019」で、1930年代から40年代における武器輸出とその担い手を分析したが、本稿も時代を遡及しつつ、一連の武器輸出史研究の一環であり、本稿の後にも別稿として「第一次世界大戦期日本の対中国武器輸出の実態と特質」（仮題）を準備する予定である。

3) 芥川「1987」は同論文において、日本の武器生産能力を凌駕するロシアの武器注文への対応に苦慮する日本側の実情を克明に追っている。また日本の武器輸出政策自体への懐疑の念を抱くロシアを含めた関係諸国への対応方や、武器生産能力の限界性を露呈しつつあった日本の武器生産現場の実態に言及している。

4) パールィシェフには、「2005」や「2012」などがある。

それが事実上の「日露同盟」関係となり、その延長線上に日本の対ロシア武器輸出が実行されたとする。ただ、バーリシエフが強調する「日露同盟」や「日露兵器同盟」の二国間関係のみで、当該期の両国関係を捉えるのは限界がある。それで、複雑化する国際政治秩序の変容に注意を払いながら、政治外交戦略の観点から日本の対ロシア武器輸出の位置を検討する。

なお、本稿では片仮名書きの史料を多く引用するが、適時読点を入れていることをお断りしておきたい。

一 ロシア政府からの武器輸入要請と日本政府の対応

(1) 対ロシア武器輸出の理由

日露戦後、日本政府の内外に日露同盟論が有力な議論として強く存在した。そのことが、対ロシア武器輸出の主要な理由となった。日露同盟論を最も積極的に主張していたのは、元老井上馨と陸軍の大御所山県有朋であった。山県は、1915年2月21日付で「日露同盟論」を建議し、「日英同盟のみに由りて将来永く東亜の平和を保持せんとするは恐らく策の全きものに非ざるへし、便ち日英同盟の外に更に日露の同盟を締結し、我か目的を達成する所以の手段を完全にするは豈に今日の急務にあらずや」⁵⁾と論じた。日英同盟を基軸とする日本の政治外交戦略の偏在性を克服する意味からも、山県はロシアとの同盟関係の構築を提示し、政治外交戦略に多様性を持ち込もうとした。このための手段の一つとして、対ロシア武器輸出政策が徹底されたのである。

確かに、当該期日本の政治外交戦略の基軸は、1902年締結の日英同盟にあり、実際に日露戦争はこれによって遂行可能であった。大隈重信内閣の外務大臣加藤高明は強固な日英同盟論者であり、長年イギリスと深い関係を築いていた。その結果、日本政府内では日英同盟維持派と、日露同盟推進派との間に角逐が生じ始める。山県もそれゆえに、「日露同盟論」のなかで、「今日は英国も亦我か露国と同盟を歓迎すべく、決して之を不快として反対するか如きことなかるべし」⁶⁾と記した。イギリスは、第一次世界大戦下で日本のロシア支援を認めざるを得ないはずだ、との判断を示す。ドイツとの戦争に国力を削がれていたイギリスの現状は、日露同盟を進めていくうえで、日本に有利な状況だと判断したのである。

しかし、日本政府内部では、日英同盟と日露同盟を同時に保持しようとする構想への激しい反発が生じる。日英同盟堅持派は、「日露同盟」が現実成立すれば、日英同盟の位

5) 大山梓編 [1966] 347頁。

6) 大山梓編 [1966]。

置が後退する危惧を抱いたのである。それで山県の「日露同盟論」の建議が提出される前日の2月20日、両論を調整するための施政方針が、大隈重信首相、尾崎行雄法相、大浦兼武内相の連名で決定された。そのなかで、「今次ノ共同作戦ニ当リ兵器、其外軍需品供給ノ要求ヲ受ケル場合ニハ日英同盟、日仏日露ノ協商ヲシテ其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル精神ニ因リ、之ニ応スルノ方針ヲ採ルコト」⁷⁾とされた。それは、日露同盟論を念頭に据え置きながらも、現行の日英同盟を厳守し、日本はイギリス、フランス、ロシアと協調しながら、ロシアへの武器輸出を積極的に進めていくとする折衷的な内容となっていた。この四者の確認内容に不満を隠しきれなかった日露同盟論者の井上馨や、体調を崩していた井上の意を受けた望月圭介等は、日露同盟の推進を一段と強く主張し、同時に日英同盟に固執する加藤高明外相への批判を公然と展開していた。

1915年9月1日の元老井上馨の病没後、日露同盟論を先導したのは山県有朋であった。山県は、1916年に入ると積極的にロシアとの接触を試みる。特に同年1月12日、山県は大正天皇の即位祝賀式参列のため訪日したロシア太公ゲオルギー・ミハイロウビッチと会談後、直ちに石井菊次郎外相とも会談し、ロシア太公の訪日の主要な目的が「兵器問題の如きも其の一なるべしと思料せらるるに付ては、予め之に対すべき相当の手段を講じ置くことを必要なりと信ずるに依り、予が所見を求むる旨を陳ぶ」⁸⁾と述べていた。

その翌日である1月13日、ロシア太公は山県の私邸を訪問し、日本の対ロシア武器援助の問題に触れて、「(ロシアが)兵器及軍需品の製造を急ぎつつあるに拘らず、大戦に対し欠乏を感じること甚だしかりに、日本国は右の事情を諒解せられ、出来得るだけ力を尽して兵器及び軍需品を露軍に供給せられ、露軍の行動に至大の援助を与へられたるは露帝及官民一般の感謝に堪えざる所・・・露帝は尚ほ日本国が将来に於ても過去及現在の如く露国に援助を与へられんことを熱望せらるる所なり」⁹⁾とロシアの実情を語っている。

こうしたロシア側の姿勢に対し、山県の武器支援に関する基本的な考え方は、日露同盟の締結を志向する一方で、当面はイギリスとの関係から日露協商締結が合理的とするものであった。そして、「日英同盟の関係も存在することなれば英国の意向を確かむるの必要あり、其の上にて直接交渉を開始して可なり、而して小銃其の他軍需品の件は、従来帝国は全力を尽して露国の希望に副はむことを務め居りて、其の状況は斯々の次第なるが、尚ほ将来に付きては信義友情を基礎とせり」¹⁰⁾と述べていた。

7) 山本編 [1979] 256頁。なお、第一次世界大戦期の日露同盟論をめぐる日本の外交については、渡邊公太 [20119] が参考となる。

8) 伊藤編 [1981] 77頁。

9) 伊藤編 [1981] 81頁。

10) 伊藤編 [1981] 85頁。

山県は日露戦争後、日本の利権拡大の地であった中国東北地方（「満州」）における安奉及び南満州鉄道の延長線として、長哈鉄道〔長春—哈爾濱〕の使用管理権をロシアから譲渡される等との引き換えに、武器輸出の件では便宜を図る言質を与えつつ、対ロシア交渉を進めていた。「帝国政府は日露現下の関係に一步を進むるの目的を以て談話を試むることに主義上同意す」¹¹⁾とは山県を始め、日露同盟論者に共有可能な認識であり、それは当該期の山県と田中義一のラインにおける強力なロシア支援を示す言葉であった。ただ、ロシア側からの武器輸出要請は膨大であり¹²⁾、それに全て対応するのは不可能としながら、同時に国内の武器製造能力を向上させ、ロシアの要請に極力応える方針で臨むことが合意された。

第一次世界大戦後、連合国側の一員となったロシアは東部戦線においてドイツと対峙するも、経済力や軍事力の点でドイツとの格差は歴然としていた。それでイギリスとフランスは、日本を含めて日英仏露四ヶ国同盟の締結を模索する。当初イギリスは極東方面におけるロシアと日本との同盟締結が両国の勢力拡大に帰結する可能性を警戒して、日本の対ロシア援助には消極的であった。これに対し、ロシアは対ドイツ戦勝利のため日本との同盟締結に極めて積極的であった。勿論、イギリスもフランスも対ドイツ戦勝利は共通の課題であった。

例えば、1915年7月28日付の「在英国井上大使ヨリ加藤外務大臣宛」の電報には、「最近復モヤ露国大使ヨリ日露同盟ノ件ニ照会アリタリ、右ハ現在ノ日英同盟ヲ拡張シ日英露同盟トナスカ又ハ仏ヲモ加ヘテ四国同盟トナスカ、孰レノ方法ナリトモ此際Permanent political Alliance ヲシタシトノ露国外務大臣ノ考ニテ」¹³⁾と伝えている。「永久政治同盟」とでも訳せる“Permanent political Alliance”を提起するほどのロシア政府の積極姿勢の一方で、イギリスは日英同盟格下げの可能性を回避する意味からか、ロシアと日本の動きに警戒的でもあった。

こうした動きのなかで、大戦勃発の翌年1915年初頭より、ロシアから武器輸入の要請

11) 伊藤編 [1981] 87頁

12) なお、当初のロシア側の要求は以下の通りであった。「甲、直に交付を受け度き弾薬 一、三十式小銃 弾薬四千五百万発 爾後毎月同数 二、三八式小銃四十万発及び一銃に付弾薬三百発宛（一億二千万発） 爾後毎月一銃に付き百発宛 乙、目下直に授受を要せざる弾薬 一、機関銃 五千挺 各銃弾五万発 付（二億五千万発） 二、十五瓏火農 三十六中隊分 各砲弾五百発附属 三、二十乃二十四瓏火農 七十二中隊分 各砲弾五百発附属 四、十一乃十五瓏砲 四十八門分 各砲弾五百発附属 五、有坂式野砲 五百乃至五百五十門 各砲弾千発附属 六、新式野砲 百二十門 弾薬共 七、バルブドワイヤー鉄線七乃至八千吉米 短期間に売買度」（伊藤編[1981]「八 露国太公と応答 大正五年一月の項」、87-88頁）。

13) 「日英仏露同盟問題ニ関スル七月二十四日付ノ在本邦英国大使館覚書ニ対スル回答案ノ件」（外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊上巻』、外務省、1968年、15頁）。

が日本に相次ぐようになる。対ドイツの東部戦線を一手に引き受ける格好となったロシア軍は、兵器装備の不足に苦慮しており、それが対ドイツ戦に劣勢を強いられる要因となっていた。それ故に、1915年1月7日、ロシア駐日大使ニコライ・マレクスキーは加藤高明外務大臣との会談で、野砲を含む武器購入を強く希望する発言を行った。さらに同月14日、マレクスキー大使は再び加藤外相と会談し、大量の小銃をも購入したいとした。ロシア陸軍は、基本装備の小銃配備が決定的に不足している現実にあった。ロシア政府は、戦力の顕著な低下に深刻な危機感を抱いていたのである。

1915年1月14日、ロシア大使は再び外務省を訪問し、加藤外相との会談で、小銃の購入を申し入れた。加藤高明外相は、「小銃ノコトハ是迄出来得ル丈ノ繰合セヲ付ケ居リ、此上ハ到底御希望ニ応スルノ余地ナシト思料スルモ、兎ニ角陸軍省ヘ申通シ置クベシト答ヘラレタルニ、大使ハ新式銃ノ予備トシテ保存シアル分アルヤニ伝聞スル処、其内ヨリ何トカ御差繰ノ方法ナカルヘキヤ」¹⁴⁾とのロシア大使の強い要請ぶりを伝えている。この間も、ロシア大使と加藤高明外相との会談は頻繁に続けられていた。

ロシア大使からの度重なる小銃購入の要請について、加藤外相は岡市之助陸相に検討を依頼した。岡陸相は、「三十年式小銃約十万挺ハ修理ノ上譲渡得ヘキモ、他ニ要求ニ応シ得ヘキモノナキ旨言明致置候ニ付承知置相成度候也」¹⁵⁾と返答している。因みに、「三十年式小銃」は口径六・五ミリの日露戦争時の主力歩兵銃である。岡陸相は、旧式化している「三十年式小銃」を修理して輸出することに同意し、それ以外の新式銃を輸出の対象外とした。同時期には、5万挺の小銃を注文してきたイギリスをはじめ、ルーマニア等からも小銃購入の要請があり、旧式であれ新式であれ、日本陸軍は在庫不足に陥っていたのである。

そうした状況にも拘わらず、ロシア政府は、1915年3月4日、日本政府に小銃30万挺の追加購入の要請を行った。加えて、3月30日のロシア大使と加藤外相の会談の席上、ロシア大使は、購入規模を小銃30万挺から50万挺へと上乗せして要請してきた。加藤外相は、「小銃供給ノコトハ予テモ御話通最早帝国政府ニ於テ頗ル難シトスル所ナルガ、カクノ如ク閣下ヨリ厳粛ナル態度ヲ以テ特別ノ詮議ヲ求メラルル以上、今日此座ニ於ケル本大臣ノ答トシテハ兎ニ角陸軍官憲ヘ更ニ協議ヲ試ミ、又内閣ニ於テモ評議スヘキ旨申述フルノ外ナシ」¹⁶⁾と発言した。日英同盟論者の加藤外相ではあったが、輸出対象の小銃の在庫が厳

14)「八三四 一月十四日 加藤外務大臣在本邦露国大使会談 本邦露国大使ヨリ小銃融通ニ関スル覚書提出ノ件」(外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、992頁)。

15)「露国政府本邦ヨリ小銃入手方希望ニ関スル件」(外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、993頁)。

16)「日本ヨリ小銃供給方希望申出ノ件」(外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、

しい現実を口にしながらも、ロシア政府の要請に全面的に応えようとする姿勢を明らかにしていた。

続いて、4月21日のロシア大使と加藤高明外相との会談で、ロシア本国政府からの強い要請を受けたロシア大使は、「何分ニモ本国政府ヨリ催促頻リニテ、貴国政府へ再度申出ヲ此上猶予セハ、自分ハ最早切腹ニテモセザルベカラサル様ノ立場トナリツツアル付、敢テ御伺致ス次第ナリ」¹⁷⁾（傍点引用者）とまで発言する。ロシア側が如何に日本からの武器輸出を期待していたかが知れる。これは、戦力の低下により対ドイツ戦敗北を回避したいとするロシア政府の危機感を示すものであった。

こうしたロシアの危機感はイギリスやフランス等の参戦諸国も共有するところとなり、イギリス政府は日本政府からの要請もあって、日本からイギリスへの小銃輸出分をロシアに回すことに合意する。このイギリスの判断の理由として、「英国カ露国ニ先口（筆者注：「先口」とは、日本からイギリスへの小銃輸出のこと）ヲ譲リタルハ戦局ノ大勢ニ鑑ミタル結果ナルヘシト思考セラルルニ付、出来得ヘクンバ此際露国政府ノ依頼ニ応スル方可然ト信ス」¹⁸⁾と駐ロシア日本大使本野一郎は加藤外相に伝えていた。

確かに大戦勃発の翌年の東部戦線におけるロシアとドイツの交戦状況は、ロシアに不利な状況下にあった。そこで小銃を含めた兵器装備の充実が喫緊の課題となっていたのである。ロシア軍が対ドイツ戦において劣勢にあったことは、1915年に入っても改善されることはなく、その帰趨を憂慮した本野大使は、ロシア政府が日本政府に武器購入を切望している段階で、「此ノ時機ニ際シ露国ニ対シ特ニ好意ヲ表シ置クコトハ将来ノ為極メテ有益ト思料セラルルニ付、帝国政府ニ於テ成ルヘク速カニ露国ノ希望ニ応スル様御配慮アラシムコトヲ請フ」¹⁹⁾とする見解を表明していた。

そうした判断や選択は、日本政府の一体如何なる外交軍事戦略から導き出されたものか。これに関連して本野大使は、1915年5月30日、加藤高明外相に寄せた電文でロシアへの武器供与の必要性を次のように論じている。すなわち、「露軍ニ出来得ル限り銃砲弾薬ヲ供給スルコトハ即チ我同盟国タル英国ヲ援クルニ異ナラス、戦後ノ形勢ニ関スル帝国政府ノ觀察如何ハ之ヲ承知セサルモ、本使ノ見ル所ニテハ今回ノ大戦ニシテモ勝者モナク敗者モナク、従テ独逸国ノ武力ニ対シ大打撃ヲ加フルコト能ハサルニ於テハ、平和克復後日

1000頁）。

17) 外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』（外務省、1969年、1001頁）。

18) 「露国政府ノ要望ニ応シ軍器供給シ可然旨進言ノ件」（外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、1002頁）。

19) 「露国戦況ノ不利ニ鑑ミ露国ヘ一層ノ援助配慮方稟請ノ件」（外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、1003頁）。

独關係上帝国ノ地位甚タ危険ナキヲ保シ難ク、故ニ帝国将来ノ為ニ打算スルニ此際英仏露三国ニ十分勝利ヲ得セシムル為、出来得ル限り援助ヲ与フルヲ以テ帝国ノ義務且利益ナリト信ス」²⁰⁾と。

本野大使の電文には、日本政府の対ロシア武器輸出の根本的理由と日本の安全保障戦略の基本点が簡潔に要約されている。すなわち、連合国側の一員として日本の対ロシア武器輸出は、東部戦線の正面でドイツ軍と対峙するロシア軍への挺入れが、ヨーロッパ戦線でイギリスやフランスなどへの軍事支援に繋がること。その結果として、大戦後のヨーロッパを中心とする国際秩序形成のなかで、東洋に位置しながらも日本の国際的地位向上に不可欠であること。主にこれ等二つの点から政治外交上の効果を示していたのであり、これは当該期日本政府及び日本陸・海軍が共有可能な武器輸出効果論であろう。

ここで強調されているのは、対ロシア武器供与が必ずしもロシア援助だけでなく、英仏への軍事的政治的援助を明確に語っていたことである。日本の対ロシア武器輸出の理由には、その点が重視されていた。ここにも武器輸出による経済的利益の獲得と同時に、それ以上に政治的外交的地位の確保という意図が込められていたのである。

(2) 対ロシア武器輸出の実態

1914年7月28日から開始された第一次世界大戦の翌1915年5月、日本陸軍は早くもロシア、イギリス、フランスなど参戦諸国への武器輸出に乗り出していた²¹⁾。なかでもロシアへの武器輸出は他国への輸出を凌駕していた。1916年5月15日の調査結果として、大戦勃発から凡そ二年間における三カ国への武器輸出総額は、実に約1億5135万円に達していた。

その実態を順次追っていくと、まず、「大正三年欧州戦勃発以来与国へ譲渡シタル主要兵器累計表」²²⁾（表1）からは、ロシアだけで一億円以上の輸出額であることが知れる。同表からは参戦諸国のなかでロシアへの武器輸出量が圧倒的だけでなく、輸出品の種類が小火器から大口径の銃砲まで多様であることに気づく。輸出総額の約1億5,135万円は、

20) 「露国ニ対シ出来得ル限りノ武器援助アリタキ旨意見具申ノ件」（外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』、外務省、1969年、1016頁）。

21) バーレイシェフ・エドワルド [2013] 26頁は、第一次世界大戦開始年の1914年9月10日、5名のロシア軍事専門家の使節団が東京入りし、同月末には日本政府から小銃23万5,400挺、大砲76門、ロシア式三インチ砲弾50万個の引き渡しに関する約束が得られたと記している。日本側の史料からは未確認である。

22) なお、表に示された数値については、以後紹介する数値と同様に実際に輸出された数値（実数）とまでは判断できず、輸出予定、契約数など多義にわたる数値であって最終的に確定され、輸出された数値とは断定できない。また、各史料間には重複も存在する。公文書として記録された史料として実数に近い概数と捉えておきたい。

1915年の一般会計と臨時軍事費特別会計との合計5億9,545万円と比較しても高額であり、同年の直接軍事費2億3,641万円と兼ね合わせても、如何に大きな額であるかが知れる²³⁾。

表1 大正三年欧州戦勃発以来与国へ譲渡シタル主要兵器累計表

品 目	英 国	仏 国	露 国	計
各種小銃（挺）	100,000	50,000	671,900	821,900
同実包（発）	45,000,000	20,000,000	163,291,000	228,291,000
同実包部品（個）	3,000,000	20,000,000	37,000,000	60,000,000
小口径火砲（門）			588	588
同弾薬（発）			1,733,000	1,733,000
中口径火砲（門）			80	80
同弾薬（発）			225,050	225,000
大口径火砲（門）			99	99
同弾薬（発）			25,200	25,200
弾丸（発）			4,100,000	4,100,000
三吋薬莖（個）			2,700,000	2,700,000
三吋信管（個）			2,495,000	2,495,000
薬莖爆管（個）			2,000,000	2,000,000
二号带状薬（個）			750,000	750,000

「与国へ兵器譲渡ニ関スル件」JACAR、Ref：C08040176300、画像頁0618-0619より作成。

数量の示す如くロシアに偏在した武器輸出が円滑に実行されるためには、政治的かつ軍事的にロシア政府と日本政府、取り分け日本陸・海軍との間に、ロシアへの武器輸出現由に関する積極的な合意や、日本の国家安全保障戦略上の観点からする判断が不可欠であった。それに関連して、1915年8月18日、陸軍省は「露国ニ対スル同情ノ宣明」を發表した。そのなかで、「帝国ハ露英仏ト連帯シ共同ノ大敵ニ対シテ行動スルニ決スルヤ、露国ノ特ニ重大ナル任務ヲ負担スルヲ了解シ、帝国ノ上下ハ深く露軍ニ同情ヲ寄せ、之ニ可能最大ノ封助ヲ与フルハ寧ロ帝国ノ義務ナルコトヲ感セリ」²⁴⁾とし、対ロシア武器輸出が「帝国ノ義務」とまで記した。

ここには当該期における連合軍の「共同ノ大敵」であるドイツと東部戦線で対峙するロシア軍への軍事支援は、ロシアと協商関係にあったイギリスとフランスにとっても強い希

23) 藤原彰 [1961] I 23頁、参照。なお、パール・イシエフ・エドワルド [2013] には、ロシア連邦国立公文書館（GARF）所蔵の「E. K. ゲルモニウス中将メモ帳」や日本の外交文書等調査した結果として、1914年10月から1915年2月における三井物産及び泰平組合がロシア陸軍省砲兵本部と締結した契約総額が泰平組合分26,609,958円、三井物産分8,652,380円、合計35,262,338円に達したとしている（29頁）。

24) 「露国ニ対スル同情ノ宣明」（外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊下巻』、1046頁）。

望でもあったことも示されていた。この両国を支援する意味で、ロシアに軍事支援を徹底することは、これら三国との関係強化及び大戦後に国際社会において有利な地位を確保するためにも日本にとって望ましい判断とされていたのである。こうして、対ロシア武器輸出は、大戦後の国際政治の変容を睨みつつ、全力で対応することになったのである。

その具体的な方法として、武器生産体系の根本的な見直しも進められ、同時に陸・海軍工廠だけでは武器輸出に対応し切れない現実から、民間生産業者の参入を促すことになった。こうして、大戦後の軍需生産の民営化は重大な課題となってくる。大戦開始直後において官営と民営の共同生産体制の構築が着手されることになったのである。

そこで大隈重信内閣は、兵器生産能力の強化を目途として重化学工業促進のための経済政策を打ち出していた。具体的には、化学工業調査会（1914年11月）や経済調査会（1916年4月）等の相次ぐ設置がある。その設置意図に絡めて、1916年4月29日開催の経済調査会第一回総会で大隈首相は、「此欧州大乱ニ因テ日本ノ受ケタ利益ハ随分大ナルモノテアル、其中最モ大ナルモノハ軍需品ノ注文デアリマス、日本ニ製造力サヘ有レハ或ハ容易ク原料品ヲ得ル事サヘ出来レハ今日ノ三倍テモ五倍テモ供給スル事カ出来ルノデアリマス。・・・此ノ軍需品ノ供給ハ実ニ大ナル利ヲ得ルモノテアル」²⁵⁾（傍点引用者）との訓示を行っている。

ロシアから大量の武器注文に対応するため、大隈首相は官民合同による武器生産体制の確立を訴えたのである。そのことを大隈首相は、「官民相俟ツテ戦後ノ日本ノ産業ノ発展、経済ノ発展ヲ図リタイト希フ次第デアリマス」²⁶⁾と明快に論じていた。武器生産体制の強化確立は、第一次世界大戦で具現された戦争形態の総力戦化への対応が、日本を含め欧米諸国に共通した課題となってきたことの証左でもあった。そこに含まれたより切実で緊急を要する対策として、武器生産体制の確立による兵器自立化の課題が存在したのである²⁷⁾。

武器注文への対応から開始された武器生産体制の強化策は、対ロシア武器輸出のなかで拍車がかけていった。そこでは武器注文への対応から武器生産体制の確立と自立化、その結果としての総力戦体制の構築という道筋が出来上がりつつあった。そのことから対ロシア武器輸出の実態は、武器輸出が当該期日本を含め、安全保障体制の強化に繋がっ

25) 通商産業省編 [1961] 141頁。

26) 通商産業省編 [1961] 144頁。

27) 第一次世界大戦を契機とする戦争形態の総力戦化は、武器の開発・製造・備蓄に拍車をかけ、同時に輸出入の増大を結果した。それは軍事に限定されず、政治・経済・思想等の諸領域において変革の時代を招来することになった。そうした観点からの論稿に瀧澤の“The War and Japan: Reality and Limitation of Establishment of the Japanese Total War System”（『国際武器移転史』第6号・2018年7月）がある。

ていく重大な政治経済過程を示すものであった²⁸⁾。

二 日本陸・海軍の対ロシア武器輸出と武器生産体制の整備

(1) 日本陸軍の場合

第一次世界大戦（1914年7月28日開始）後に武器輸出の実例を示す史料として、「欧受第五八九号 兵器及被服譲渡ノ件 大正四年五月二六日 陸軍省軍事課提出」がある。その「上奏案」²⁹⁾には、「英仏露三国ニ譲渡セシ兵器及被服ニ関シ、去ル二月上聞ニ達シ置候処、其後更ニ英露両国ニ譲渡シ若クハ譲渡ノ契約成立シ、目下引渡中又ハ制作中ニ属スル兵器及被服別表ノ通ニ有之候、右謹テ上奏ス」とある。

武器輸出が上奏の形式を踏んだ国策として認定されたとし、ここに示された数字が契約成立数や引渡しの中にあること、さらには輸出に向けて製作中であること、従って提示された数字が輸出実績と必ずしも断定できないものであることを示す。「上奏案」に関連し、以後引用していく史料では、武器の種類及び輸出・供与・譲渡・払下など多様な用語で括られ、統一的な表示は見られない。しかし、大体の傾向と特徴は読み取ることは可能である³⁰⁾。

大戦後、日本の対ロシア・イギリス・フランスの連合軍側に輸出予定の兵器実数と課題については、陸軍省軍事課が作成した「連合軍ニ本邦兵器譲与ニ関スル件 陸軍省受領 欧受第二七一一号 大正四年一二月二三日提出文書」に収められた「次官ヨリ福原大

28) 第一次世界大戦期日本の武器生産をめぐる動向については、額田 [2019] ; 額田 [2011] を参照されたい。

29) 「第29号 与国へ兵器譲渡に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「欧受第五八九号 上奏案」、JACAR、Ref: C08040176300、画像頁0591)。

30) 「上奏案」で示された対露兵器品種と数量は以下の通りである。まず、「露国政府へ譲渡ノ契約成立シタル兵器被服ノ品種数量表」には、三十年式歩兵銃85,000挺、三十年式騎銃15,000挺、三十年式銃実包2,500,000発、三八式歩兵銃100,000挺、三八式銃実包30,000,000発、三八式銃実包部品20,000,000発、砲車228両、三十一式速射野砲弾薬車540両、予備品材料57組、榴霰弾327,000発、薬筒331,200個、三吋野砲弾丸300,000発等が記されている。さらに、1915年10月、12月、1916年3月に分けて引渡し予定の兵器には以下のものが挙げられていた。三八式歩兵銃150,000挺、三八式銃実包84,000,000発、三八式銃実包部品10,000,000発、三十年式歩兵銃40,000挺、三十年式騎銃10,000挺、三十年式銃実包1,411,000発、三吋野砲榴霰弾丸1,200,000発、三吋野砲復働信管35,000個、三十一式速射野砲砲車140両、弾薬車18両、予備品車40両、榴弾84,500発、榴霰弾1,139,000発、薬筒480,000個。また、1915年11月までに払下総額で約5,196万円に及ぶ引渡し予定の兵器は以下の通りであった。手榴弾30,000個、二十八瓏榴弾砲15門、同堅鉄弾4,500発、二十四瓏加農砲四門、同堅鉄弾1,300発、同榴弾1,300発、二十四瓏臼砲堅鉄弾2,500発、鋼製十五瓏臼砲12門、同鑄鉄破甲榴弾12,000発、同榴霰弾3,000発、二十瓏榴弾堅鉄破甲榴弾1,600発、鋼製九瓏臼砲12門、同鑄鉄破甲榴弾6,000発、同榴霰弾6,000発、十五瓏榴弾砲鑄鉄破甲榴弾1,600発、同榴霰弾3,500発、同地雷弾10,000発、十二瓏榴弾砲鑄鉄破甲榴弾6,000発、同榴霰弾3,000発、十瓏加農鑄鉄破甲榴弾12,000発等（「第28号 与国へ兵器譲与に関する件（一括）」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「欧受第五八九号 兵器及被服譲与ニ関スル件」、JACAR、Ref: C08040176300、画像頁0592-0607)。

佐へ電報案」が参考となる。そこでは、「帝国カ露国ニ譲与セシ兵器ノ概数小銃五十万挺、野砲三百六十門、大口径火砲百〇六門中口径火砲八十門（弾薬ヲ付ス）ニシテ、此外大正五年一月以後三月迄ニ三吋野砲百二十門、五年末迄ニ小銃十二万挺、五年五月迄ニ三吋露式野砲弾丸百十万発ノ供給ヲ契約シ、尚今後契約セントスルモノ山砲八十門（五年六月頃迄）、小銃二十万（六年九月頃迄）、露式野砲弾丸二百万（六年四月頃迄）ナリ、又英国ニハ今日迄小銃十萬迫撃砲十六、仏国ニ小銃五萬ヲ譲与セリ」³¹⁾ とある。

但し、これだけ大量かつ大規模な武器輸出を可能にする武器生産能力を当該期の日本が保持していたかは甚だ疑問であり、実際には困難を極めた。それゆえ、「連合軍側ノ要求ニ応スルヲカ^つメシカ英、仏、露三ヶ国ノ終始不断ノ要求ニ著シテハ、我国工業力ノ到底満足ナル解決ヲ与フル能ハサル」との判断を示しつつ、「今年後半期以後ハ全力ヲ露軍ノ補給ニ向テ能フ限りヲ尽シ、今ヤ両砲兵工廠ニ徹夜作業ヲ実施シ、直接露軍ノ要求ニ基ク作業ニ従事シツツアリ」³²⁾ とする苦しい現実を吐露していたのである。

次に対ロシア武器輸出の実態を武器輸出額からも見ておきたい。額面からも対ロシア武器輸出の大きさが知れる。比較するために、先ず対イギリスへの武器輸出の実態を先に挙げておく。

先ず、「極秘 英国譲渡主要兵器ノ員数及払下価格表 大正四年十二月調」には、譲渡品目として三十年式歩兵銃20,000挺、三八式歩兵銃50,000挺、三八式騎銃30,000挺、実包45,000,000発、実包部品3,000,000個、軽迫撃砲16門、同弾薬4,000発等で総額529万9,709円、また、「仏国譲渡主要兵器ノ員数及払下価格表 大正四年十二月調」には、三八式歩兵銃50,000挺、同実包20,000,000発、実包部品20,000,000個等総額で318万6,740円の金額に達していた³³⁾。

これに対して「露国譲渡主要兵器ノ員数及払下価格表 大正四年十二月調」に示さ羅た対ロシア武器輸出の実態は以下の通りである。すなわち、三十年式歩兵銃325,000挺、三十年式騎銃25,000挺、同実包29,591,000発、三八式歩兵銃250,000挺、実包114,000,000発、七密口径歩兵銃20,350挺、同騎銃15,050挺、実包11,600,000発、三十一年式速射砲砲車

31) 「第20号 兵器局 連合軍に本邦兵器譲渡に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 自大正3年至同11年 各国軍に軍器供給に関する綴 陸軍省』「連合軍ニ本邦兵器譲与ニ関スル件 陸軍省受領 欧受第二七一一号 大正四年一二月二三日提出」、JACAR、Ref：C08040175200、画像頁0281-0282）。

32) 「欧受第二七一一号 連合軍ニ本邦兵器譲渡ニ関スル件 次官ヨリ福原大佐へ電報案」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 自大正3年至同11年 各国軍に軍器供給に関する綴 陸軍省』、JACAR、Ref：C08040175200、画像頁0285）。

33) 「極秘 英国譲渡主要兵器ノ員数及払下価格表 大正四年十二月調」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 自大正3年至同11年 各国軍に軍器供給に関する綴 陸軍省』、JACAR、Ref：C08040175200、画像頁0289-0290）。

488両、同弾薬車1,188両、同弾薬1,733,000発、三吋野砲弾丸2,100,000発、同薬莢1,700,000個、同信管495,000個、手榴弾30,000個等、野戦兵器分の総額8818万6,083円304銭、さらに二十八瓏榴弾砲42門、同弾薬12,700発、二十瓏榴弾砲4門、同弾薬4,400発、十五瓏榴弾砲16門、同弾薬車16両、十二瓏榴弾砲28門、同弾薬26,850発、二十四加農砲14門、同弾薬2,600発、十瓏加農砲12門、同弾薬車12両、同弾薬29,100発、二十四瓏臼砲34門、同弾薬5,500発、十五瓏臼砲12門、同弾薬15,000発、九瓏臼砲12門、同弾薬12,000発、其他ノ重砲兵器若干等の銃砲兵器分の総額860万4,719円800銭に達したと記録されている。これら野戦兵器類と重砲兵器類に方匙等を加えると、総額が9713万6,223円104銭と計上されていた³⁴⁾。凡そ一億円近い額に達していたのである。

膨大な武器輸出計画が進行するなか、一段と問題化してきたのが輸出用の武器生産体制であった。武器輸出は対ロシア向けを優先していたものの、大戦が進むなかでロシア以外のイギリスやフランスに加えてベルギーやチリ等の諸国も日本の武器輸出を要請してきた。こうした事態に苦慮する実態は、1915年7月9日付の加藤外務大臣から岡陸軍大臣宛の以下の文面からも明らかであった。すなわち、「客月二十四日在本邦白耳義国公使来省本国政府ノ訓令ニ依リ、同国政府へ小銃五万挺弾薬二千五百万包融通方希望申出タルニ付、本大臣ハ英露両国ヨリ縷申出アリタルモ十分其希望ニ応スルコト能ハス、到底余裕ナキ事情ヲ内話シ此際貴省へ問合ハスモ到底何等見込ナキ旨答へ置候」³⁵⁾と。相次ぐロシアからの武器購入要請を受けて、日本政府は武器生産力の増強を迫られていたのである。

同問題は、後日大隈首相の発言にも見られた。すなわち、イギリス政府と日本政府との間でロシア向け武器輸出問題が本格的に取り上げられたのは、同年9月18日、大隈重信首相兼外相と駐日イギリス大使カニンガム・グリーンとの会談の席上であった。席上、大隈首相は近くロシアに向け武器輸出計画を伝えるとしながら、日本の武器製造能力に触れ、「官営工場ハ其設備ヲ昨年開戦当時ニ比シ三倍即チ極度迄拡張シ、更ニ民間ヨリ約二千万円ノ資本ヲ投セシメ、陸軍当局監督ノ下ニ兵器製造ニ着手セシムルニ在リ、何分ニモ日本ノ工業尚幼稚ナル為思フ様ニ参ラサルモ、我当局ニ於テハ能フ限りノ努力ヲ為シツツアリ」³⁶⁾と述べている。

1916(大正5)年9月16日、こうした事態への対応策として提出された陸軍省軍事課の「閣議提案案」によれば、「帝国政府ハ露国政府ノ懇請ニ対シ、同政府ト大要別紙ノ約款ヲ以

34) 「露国譲渡主要兵器ノ員数及払下価格表」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 自大正3年至同11年 各国軍に軍器供給に関する綴 陸軍省』、JACAR : Ref.C08040175200、画像頁0291-0296)。

35) 外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊下巻』(外務省、1969年、1027頁)、外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 下巻』(1027頁)。

36) 外務省編『日本外交文書 大正四年第三冊 上巻』(57頁)。

テ兵器供給ノ約束ヲ為ス」³⁷⁾とし、砲兵工廠の作業力の増進を図るため、1915年12月までに同工場の緊急拡張費として77万円を計上するとともに、東京歩兵工廠の小銃製造所の設備投資費として55万円の支出を予定するとした。こうした武器生産体制の充実に踏まえて、「露国政府へ兵器譲渡ニ関スル約款」には、「小銃約百九十万挺実包約十億万発」³⁸⁾を製造し、ロシア政府に輸出するとした。「小銃及同実包譲与員数予定表」(表2)によると、小銃と実包の生産規模が砲兵工廠生産と民設工場とで、生産別及び輸出時期別毎に以下の如く記されている。

表2 小銃及同実包譲与員数予定表

譲与時期		砲兵工廠生産品	民設工場生産品	計
1916年12月迄	小銃	150,000		150,000
	実包	100,000,000		100,000,000
1917年12月迄	小銃	250,000	60,000	310,000
	実包	200,000,000	60,000,000	260,000,000
1918年12月迄	小銃	300,000	140,000	440,000
	実包	220,000,000	140,000,000	360,000,000
1919年12月迄	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
1920年12月迄	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
計	小銃	1,300,000	600,000	1,900,000
	実包	960,000,000	600,000,000	1,560,000,000

「露国へ兵器供給ニ関スル件」JACAR、Ref：C08040175900、画像頁0479より作成。

(表2) が示す通り、日本政府は民設工場を急遽設営してロシアへの武器輸出に全力を挙げている。これは、日露戦争終了(1905年)後からロシア革命勃発(1917年)迄の間が所謂「日露協商の時代」とされたように、日本政府は日英同盟の相対的後退期に、朝野

37) 「第25号 軍務局 露国へ兵器供給に関する件 欧受第二二三一号」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』『露国へ兵器供給ニ関スル件 閣議提出案』、JACAR、Ref：C08040175900、画像頁0474)。

38) 「露国政府へ兵器譲与ニ関スル約款」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』『露国へ兵器供給ニ関スル件 閣議提出案』、JACAR、Ref：C08040175900、画像頁0477)。

を挙げてロシアとの関係を強化する方針で臨んでいた³⁹⁾。ロシアへの武器輸出の拡大は、その具体的な証明でもった⁴⁰⁾。既に多くの先行研究で明らかにされたように、第一次世界大戦の勃発が日本の武器輸出の一大契機となったことは間違いない。そこから、具体的な予算措置を大胆に実施することで、武器輸出体制の整備を図った点に注目しておく必要がある⁴¹⁾。

大蔵省は一連の陸軍による武器輸出に理解を示し、全面支援を行っている。例えば、15万挺に達する歩兵銃のロシア政府による支払いが滞った場合、以下の手当てを講じるべき内容を陸軍次官宛に通知していた。

すなわち、1917年8月30日、大蔵次官市来乙彦は陸軍次官山田隆一に対し、「露国政府ノ希望ニ依リ払下クヘキ歩兵銃拾五万挺ノ代金トシテ、泰平組合ニ於テ交付ヲ受クヘキ東京露国大使ノ調印シタル五分利付期限一ヶ年半証券ニシテ、期限満了後露国政府ニ於テ之カ支払ヲ為サル場合ハ該組合ノ願意ヲ諒シ、為シ得ル限り当省ノ援助ヲ得度旨御照会ノ趣了承、本兵器払下ハ独り国交上有利ナルノミナラス、貴省ニ於テモ陸軍工廠作業経営ノ為御希望ノ由御来示ノ次第モ有之候ニ就キ、若シ右証券期限満了後露国政府ニ於テ支払ヲ為サル場合ニハ、充分ノ好意ヲ以テ金融上相当援助方致可致候間右様御承知相成度此段及回答候也」⁴²⁾とする文章を送付していた。大蔵省の全面支援もあって、日本陸軍は対ロシア武器輸出に積極的に乗り出すことが可能であったのである。

(2) 日本海軍の場合

対ロシア武器輸出についての先行研究は多くはないが、その場合でも殆どが日本陸軍の武器輸出を対象にしている。確かに芥川論文では、1917年以降の実績が紹介されているが、

39) 日本はロシアとの間に第一回日露協約（1907年7月30日）、第二回日露協約（1910年7月4日）、第三回日露協約（1912年7月8日）、第四回日露協約（1916年7月3日）が締結され、さらに1915年2月21日には、山縣有朋を中心に日露同盟締結を求める建議書が大隈重信内閣に提出されている。

40) なお、本稿では直接触れないが、日露関係の急速な接近とその実態については、日本では三井物産を中心とする泰平組合、ロシア側はブリネル&クズネツォーフ商会などが兵器譲渡に関ったとする。その兵器輸出の実態から「日露兵器同盟」の様相を呈していたとする見解を占める先行研究もある。

41) その代表事例として、エドワルド・パールシェフの「第一次世界大戦期における日露軍事協力の背景ー三井物産の対露貿易戦略」（島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』第21号2011年3月）、同「第一次世界大戦期の「日露兵器同盟」と両国間の実業関係ー「ブリネル&クズネツォーフ商会」を事例にしてー」（島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』第23号2012年3月）、「第一次世界大戦期における日露接近の背景ー文明論を中心にしてー」（北海道大学スラヴ研究所編『スラヴ研究』第52号・2005年）がある。

42) 「第31号 兵器譲渡の件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 各国軍に軍器供給に関する件 陸軍省』、JACAR、Ref: C08040176500、画像頁0665）。

日本海軍の武器輸出の実態については十分に触れられていない⁴³⁾。管見の限りだが、日本海軍の対ロシア武器輸出の事例が史料上で最初に登場するのは、1915年3月18日付の電文である。すなわち、海軍省副官が露国大使館付武官宛に送付した、「露国大使館付武官ノ口頭願出ニ基キ安式四吋七速射砲（一挙動）二十門、彈丸藥莢六千發譲与方交渉ヲ始メ可然哉」⁴⁴⁾とする内容である。「安式四吋七速射砲」とは、イギリスのアームストロング社製QF4.7インチ砲（Mk.IV）を原型とし、日本海軍で「四十口径安式四吋七砲」として国産化された兵器である。同砲は日清・日露戦争期に主力艦の速射砲として搭載された。日本海軍は先ずは同砲20門を同高脚砲架700個、同藥莢7,000個、同電気信管7,000個と合わせ、総額51万9,500円で輸出した⁴⁵⁾。

次いで、1915年4月20日付の海軍省副官から露国大使館付武官宛の文書（官房機密第509号）がある。そこでは、「小銃彈藥包四百萬發」が運搬費と荷造費の合計16万1,480円でロシアに向けて横須賀軍港から船積みされた記載がある⁴⁶⁾。さらに、同年7月3日、海軍艦政本部は内閣総理大臣大隈重信宛に、「今般露国政府ノ要望ニ応シ、帝国海軍ノ存有ニ係ル、四・七吋榴霰彈三千二百發全藥莢三千個火管四千個ヲ相当代償ヲ以テ譲渡致度至急閣議ヲ請フ」⁴⁷⁾とし、早期の閣議決定を要請した。これに大隈首相は迅速に対応し、同月30日には海軍大臣八代六郎宛に、「露国政府ノ要望ニ応シ帝国海軍存有ノ榴霰彈三千二百發全藥莢三千個火管譲渡ノ件請議ノ通」と返答を行った⁴⁸⁾。これより先に海軍省副官艦政本部会計課は、ロシア大使館付武官宛に同砲用に榴霰彈3,200發、同藥莢3,000個、撃装火管1,000個を帝国海軍工廠で製造する承諾を海軍大臣から得ていることを通知していた⁴⁹⁾。

以上のように日本陸軍と同様に日本海軍もロシア政府の要請に極めて迅速に対応してお

43) 日本海軍による対ロシア武器輸出については、外務省編『日本外交文書 大正六年第三冊』（116頁）に記載され、芥川 [1987] によって紹介されているが（33-34頁）、本稿では主に「海軍省 公文備考」等から引用する。

44) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省 公文備考 ⑩戦役等』「官房機密第三八七号」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0073-0074)。

45) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省 公文備考 ⑩戦役等』「官房機密第四七九号 大正四年四月十日 露国大使館付武官宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0080-0081)。

46) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第五〇九号 大正四年四月二十日 露国大使館付武官宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0055)。

47) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第八五三号 大正四年七月三日 内閣総理大臣宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0085)。

48) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密大八五三号ノ二 大正四年七月三日 内閣総理大臣伯爵大隈重信 海軍大臣八代六郎殿 指令」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0086)。

49) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第八五三号ノ三、大正四年七月十日 露国大使館付武官宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0087)。

り、同年9月に入ると、四吋七砲用榴霰弾の増産に拍車をかける形で、同月10日に1,200個（同薬莢1,000個）、同月20日に1,200個（同薬莢1,000個）、10月10日に1,200個（同薬莢1,000個）の合計3,200個（同薬莢3,000個）が榴霰弾と同薬莢の合計で15万8,000円の価格で輸出された⁵⁰⁾。ロシア政府は、既述の如く兵器の根幹である小銃配備に腐心していたが、日本海軍からも3万7,000挺に及ぶ小銃の入手を切望していた。

この小銃輸出の件についても、同年8月10日に海軍大臣より大隈首相宛に「露国政府ノ要望ニ依リ応シ、帝国海軍存有二係ル小銃三万七千挺全弾薬包一千万発ヲ相当代価ニテ譲渡致度右至急閣議ヲ請フ（官房機密第九八七号）」⁵¹⁾との通知があり、大隈首相は翌日の11日に加藤友三郎海相宛に閣議決定した旨を返答している。これを受けて同月18日、海軍省副官はロシア大使館付武官宛に日本政府側の決定を通知している。

この結果、小銃について、1915年8月から10月迄は在庫分を毎月3,000挺、弾薬包1,008,000発を在庫から拋出し、11月に2,000挺、弾薬包1,008,000発、12月に5,000挺、弾薬包1,008,000発、1916年1月に4,000挺、弾薬包1,008,000発、2月に14,000挺、弾薬包3,024,000発、1916年3月に3,000挺、弾薬包928,000発の合計37,000挺（全弾薬包10,000,000発）が輸出された⁵²⁾。因みに、小銃は1挺35円10銭とされ、小銃だけで総額で129万8,700円の輸出額であった⁵³⁾。

これは相当規模の武器輸出額であり、当該期における海軍工廠での生産規模からして極めて過酷な要請にysteていたことになる。現実に日本海軍の本音では、「一、四二式三号魚形水雷（装薬ヲ除ク）四個、一、四二式五号魚形水雷（装薬ヲ除ク）拾六個、一、要具筐 四個 一、艇用要具筐 参拾個 前記諸兵器ハ廢兵器処分ノ上三井物産株式会社ニ払

50) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第八五三号ノ五、大正四年八月二十一日 露国大使館付武官宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0091)。

51) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第九八七号、大正四年八月十日 内閣総理大臣宛」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0095-0096)。

52) 「露国政府に対する分(2)」(防衛省防衛研究所蔵「露国政府へ譲渡小銃及弾薬包ノ件」、JACAR、Ref: C10128293400、画像頁0101)。

53) 日本海軍は小銃に限定されず、輸出兵器の種類は陸軍同様に多種多様であった。それらの内容を「露国政府に対する分(1)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省公文備考 ①戦役等』「露国政府ニ対スル分 参照大正五年機密兵器八 巻十四」、JACAR、Ref: C10128293300、画像頁0006-0014)から書き出すと以下の通りである。()内の年月は売却期日である。18吋魚形水雷30個(大正3年8月)、小銃弾丸400万発(大正4年4月)、4.7吋安式速射砲16門(大正4年5月)、4.7吋砲用榴霰弾3,200個、同砲用薬莢3,000個、同火管4,000個(以上、大正4年7月)、小銃37,000挺、同実包1,000万発、105耗加農砲120門(大正4年10月)、3吋榴霰弾4,800個、4.7吋砲10門、同弾薬莢1,500発、3吋砲50門、同10,000発、6吋砲10門、3吋砲10門、2吋火砲10門、12吋弾丸25,000発、3吋薬莢100万個、4吋7砲60門、4吋2砲30門(大正5年7月)、3吋大仰角砲20門、同弾丸1万発(大正5年7月)、4吋弾丸2万個(大正5年11月)、安式4.7吋砲6門(大正5年11月)、4.7吋砲60門(大正5年12月、同弾丸4万発、同薬莢4万個、同火管4万個、18吋魚形水雷30個(大正3年8月)。

下クヘシ」⁵⁴⁾など、「廃兵器」を民間会社に「払下」し、輸出に充当するなど苦肉の策をも採らざるを得ない状況にあった。この背景には、「同盟国ノ作戦ヲ幫助スルコトハ素ヨリ好ム所ナリト雖、之ト同時ニ自国戦備ノ状況如何ニ就テハ慎重ノ考慮ヲ要ス、一、将来兵器ノ譲渡ニ関スル此種ノ交渉ニ付テハ先以テ軍令部ニ協議シ、然ル後海軍省ニ於テ可否ノ回答ヲ与フルコト」⁵⁵⁾と記されたように、自国兵器の輸出による戦力低下を危惧せざるを得ない局面にも遭遇していたのである。

それもある日本海軍の武器輸出には、1915年後半期から新たな様相が見られる。それは兵器本体から弾丸など付属兵器の輸出が顕著となったことである。同時に両国間では武器自体の輸出に限定されず、図面の提示やロシア側からの製造条件付きで生産を促し、それを輸入する方法など相互の武器生産技術の情報交換のシステムが次第に採用されることになった。軍事技術移転は両国の武器生産の現場からすれば合理的な判断と思われると同時に、戦争という緊急避難的な対応から平時における軍事技術交流の可能性を探るものであった。

例えば、ロシア政府側との間に相互の技術協力のうで武器輸出が勘案される事例があった。1915年12月12日付のロシア大使館付武官ポドイヤーギン陸軍大佐から谷口海軍大佐宛の文書である。日本海軍省艦政本部との交渉で、砲120門と附属品の注文が合意されていたのである。その場合には、以下の条件が附せられていた。すなわち、「一、前期百二十門ノ砲ハ三十八年一〇珊五野砲式ニ抛リ製造サル可キモ、其口径ハ四・二英吋^{インチ}トシ、^{カナール}砲 長ハ露国四二線砲弾薬包ヲ発射スル為メ露国式四二線砲ノ砲長、即チ図ニ示ス如キモノナラザル可ラズ」⁵⁶⁾というものである。ロシアが採用する大砲に準じて製作する旨が記されていた。大砲製作技術を踏まえる条件が付加されており、日露両国間で軍事技術交流や兵器自体の相互運用が進められていたことを示すものであった。単に一方的な武器輸出の状態から輸出入を重ねる関係だけではなく、使用兵器の相互運用性^{インターオペラビリティ}をも射程に据えた武器輸出が展開されていたことは注目される。

こうした事例は、1917年1月29日、海軍省副官が露国大使館付武官宛に、「露式四吋二加農砲図面類左記ノ付表条「ポチャギン」大佐へ御交付御願度 一、露式四吋二加農砲

54) 「露国政府に対する分(1)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省公文備考 ①戦役等』「官房機密第六四五号 大正三年八月二十一日 海軍大臣八代六郎 横須賀鎮守府司令長官伊地知季珍殿」、JACAR、Ref: C10128293300、画像頁0022)。

55) 「露国政府に対する分(1)」(防衛省防衛研究所蔵「官房機密第一七一号 露国大使館付武官宛 省副官」、JACAR、Ref: C10128293300、画像頁0040)。

56) 「露国政府に対する分(7)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省公文備考 ①戦役等』「第九九一号 一九一五年十二月九日 谷口海軍大佐殿」、JACAR、Ref: C10128293900、画像頁0304-0305)。

組立、解剖図共一式 各式通 三百三十八枚、二、全関係図面目録 式通 三、員数表 各式通 八通」⁵⁷⁾ の史料でも明らかである。また、同年4月7日、海軍省副官大角岑生から露国大使館付武官フォスクレセンスキー大佐宛の「送図ノ件 三月二日付 官房機密第三六六号ヲ以テ四十口径三吋大仰角砲図面ノ内、全体組立及要部組立図面一式各二通 右送付ス 目録二通図面百九十枚添」⁵⁸⁾ の通牒で示されたように、図面提供による軍事支援への方向が模索されていた。輸出方法がハード面を補完する格好で、ソフト面での軍事技術支援によって武器輸出の継続性が担保されようとしたと言える。

(3) シベリア干渉戦争期の武器輸出

日本陸・海軍の武器輸出は、1917年に勃発したロシア革命以後もロシア革命政府に対抗する反革命諸勢力への武器輸出の形式により継続されていく。大戦末期、武器輸出の量的確保が懸念されはしたものの、ロシア革命による内戦が開始され、ロシア反革命政府への武器輸出が期待された。そのため武器生産体制の維持拡大が図られていった。大戦による武器輸出要請の拡大により生産能力の限界性が露呈されたこともあり、生産強化の方途として、あらためて民営工場の拡充が図られることになった。日本の武器生産能力の強化策のひとつとして民営化を進めるために、日本政府は大戦末期から終了後にかけて、武器輸出市場としてロシアの反革命勢力を視野に入れていたのである。

ロシア反革命諸勢力への武器輸出の実態に関する先行研究は多くない⁵⁹⁾。その空白を埋める意味でも、一部を紹介しておきたい。

ロシア革命勃発後にロシア領土内には幾つかの反革命政府が相次ぎ樹立され、次第に革命政府と各地で衝突し、ロシア国内は内戦状態に陥っていく。それを好機と見なす日本陸軍は、反革命勢力への武器輸出の機会を見出そうとした。その事例として参謀総長の名で、「「カルムィコム」支隊ニ兵器弾薬支給ノ件 大正七年十月十六日提出 西密受第五七七号」とする史料が存在する。

革命勃発以後、革命の主導権の掌握の途次にあったボリシェヴィキ（多数派）が主導するソヴィエト政権に対抗するため、社会革命党（エス・エル）のアフクセンチエフを主導者とする「臨時ロシア政府」が樹立（1918年9月23日）した。しかし、ソヴィエト軍（赤軍）の急迫を受け、後退を余儀なくされていた。そこで陸海軍大臣であったコルチャーク

57) 「露国政府ニ対スル分(8) 官房機密第一四四号」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省公文備考 ⑩戦役等』、JACAR、Ref: C1012829400、画像頁0395)。

58) 「露国政府に対する分(9)」(防衛省防衛研究所蔵『海軍省公文備考 ⑩戦役等』「官房機密第三六六号ノ二」、JACAR、Ref: C10128294100、画像頁0409)。

59) 殆ど唯一の先行研究として、エドワルド・パールィシェフ [2019] がある。

海軍提督を担いで「ロシア政府」（オムスク政府）が樹立された。その後、全シベリア及び極東方面は、日本軍の支援を受けたハバロフスクのウスリー・コサック大尉であったカルムイコフ、チタのザバイカル・コサック大尉であったセミヨノフがコルチャーク政権の傘下に入った。コルチャークはソヴィエト政権に対抗する必要上、強力な軍事力の強化を急いでいた。

そのカルムイコフ大尉に、日本陸軍は武器輸出の機会を得ようとしていた。史料には「西密 外務大臣へ通牒 大正七年十月十八日付」として、「「カルムイコフ」支隊援助ノ為兵器供給ヲ有利ト認メ、別紙ノ通供給方取計ハシメ候條承知相成度候也」⁶⁰⁾としたうえで、騎銃400挺、小銃300挺、同実包50,000発、三八式機関銃2挺、同実包10,000発を中心に、他にも三〇年式銃剣700振、三八式歩兵銃300挺、三八式騎銃400挺等が輸出される⁶¹⁾。

一方のセミヨノフへの武器輸出に関する史料がある。それは、1919年12月1日付で陸軍次官宛にシベリア派遣軍参謀長の名で次の通牒が発せられていた。そこには、「一、「セミヨノフ」ヨリ政府ヲ経テ山砲八門（弾薬及附属品共）ヲ応急日本ニ注文スル場合注文後発送迄何日位ヲ要スルヤ 二、小銃、機関銃、電話機等ヲ露軍ヨリ注文セラルル場合、日本カ其原料及製造力ノ許ス範囲ニ於テ露軍ノ要求ニ応シ得ル最大限数量準備ニ要スル日時等ニ関シ、予メ概略ノ見当ヲ示シ置カレ度シ」⁶²⁾とある。

カルムイコフやセミヨノフが事実上所属するオムスク政府への武器輸出も計画された。例えば、「「オムスク」政府へ軍需品供給ニ関スル件 西受第二三一〇号 外務省」⁶³⁾には、「通牒 副官ヨリ在東京露国大使館付武官へ」と題して、「本年九月三日付第八二二号ヲ以テ貴大使ヨリ外務大臣宛紹介相成候、「オムスク」政府用通信器材別紙ノ通譲渡方認可セラレ候條直接貴官ト陸軍兵器本廠長ト契約締結ノ上現品受領相成度候也」とあり、契約では兵器として歩兵銃30,000万挺、騎銃20,000挺、実包2,000万発とされた⁶⁴⁾。しかし、日本政府内ではオムスク政府支援政策が確定しない状況下で中止となり、契約違反金を巡り日本

60) 「「カルムイコフ」支隊に兵器弾薬支給の件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省西受大日記』『西密受第五七七号「カルムイコフ」支隊ニ兵器弾薬支給ノ件 参謀総長ノ回答」、JACAR、Ref: C03010226300、画像頁2237）。

61) 「西密第五二三号 兵器交付ノ件 陸軍兵器本廠へ達」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省西受大日記』、JACAR、Ref: C03010226300、画像頁2240-2241）。

62) 「西受第三〇七一号 兵器供給ニ関スル件 浦潮派遣軍 陸軍次官宛 発信者派遣軍参謀長」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省西受大日記』『陸軍省大日記』、JACAR、Ref: C07060874600、画像頁0141-0142）。

63) 「第41号 露国大使館「オムスク」政府へ兵器供給に関する件 西受第二三一〇号 「オムスク」政府へ軍需品供給ニ関スル件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省西受大日記 大正9年5月』、JACAR、Ref: C08040177500、画像頁0888-0889）。

64) 「元オムスク政府譲渡契約軍需品損害額調書」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省西受大日記』、JACAR、Ref: 画像頁0839-0840）。

政府とオムスク政府との間で軋轢が生じたケースも起きている。

日露戦争終了後からロシア革命勃発まで順調に進展するかに思われた日本の対ロシア武器輸出は、ロシア反革命政府の内紛の影響も作用して頓挫する状態となり、ロシアの武器市場は混乱を呈し始めていた。そのなかでもセミミヨーノへの陸軍の支援は、一貫して積極的であった。例えば、1918年2月14日、黒沢準中佐は田中義一参謀次長と面談し、「断然躊躇スルコトナク、セミヨーフ援助スルヲ有利トスルノ意見ヲ報告」し、支援の理由を「彼ノ実力ニ比シ大ニ過ク、然レトモ後貝爾州ヲ維持セシメ且穩和鼓舞ノ原動力タラシムルニ適任ナリ」⁶⁵⁾とした。そのうえ陸軍省の立て替えて、野砲8門、15耗榴弾砲2門、歩兵銃2,000挺、騎銃3,000挺、機関銃50挺、拳銃200挺、手榴弾1万個、擲弾銃10挺等を輸出していた。

こうしてロシア反革命諸勢力への武器輸出が進められていた一方、イギリスやフランスなど西欧参戦諸国への武器輸出は、規模こそ決して大きくはないものの、一定数の受注が継続されていた。例えば、開戦当初にイギリスへは、三八式銃実包部品1,600万発や軽迫撃砲4門、同弾薬1,000発などが引渡され、あるいは輸出に向け製作中であった⁶⁶⁾。

多国籍軍として編成されたシベリア干渉戦争の参戦諸国では、武器補充先として日本に期待する国々も少なくなかった。例えば、1919年3月5日、「兵器弾薬払下ノ件」の件名で「副官ヨリ英国大使館付武官「サマウィール」中佐へ」と題する「通牒」が発出された。そこには、「本年二月一日付ヲ以テ出願相成候拳銃全実包払下方認可相成候条直接陸軍兵器本廠ト委細契約方取計相成度」⁶⁷⁾とある。武器輸出の内容は、二六年式拳銃50挺（単価43円）、全実包2万（一万発ニ付440円）の合計3,030円分の武器輸出を行った。尚、単価については「浦塩渡単価トス」との但し書きが付されていた。そして、副官より陸軍兵器工廠に、同月20日までにウラジオストクのイギリス領事官のプレーヤー少将宛に送付することになった。

イギリス以上にフランスへの武器輸出が活発であった。その嚆矢は、1918年12月17日、フランス大使館付武官ド・ラボマレード少佐から陸軍省副官和田亀治宛の依頼文書が発給された事実からである⁶⁸⁾。そこには、チェック、スローヴァク軍司令官ジャンンから小銃2

65) 参謀本部編『秘大正七年及至十一年 西拍利出兵史 中巻』（新時代社、1941年、1076頁）。

66) 「第29号 与国へ兵器譲渡する件（一括）」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「英国政府へ譲渡ノ契約成立シタル兵器ノ品種数量表」、JACAR、Ref: C08040177900 画像頁0595）。さらに、別頁には軽迫撃砲（12門）、同弾薬3,000発、三八式銃実包部品4,000,000発などの記載がある（画像頁0599）。

67) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件（1）」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「第一二三号其ノ一 兵器弾薬払下ノ件 通牒 副官ヨリ英国大使館付武官「サマウィール」中将へ」、JACAR、Ref: C08040177800、画像頁1024）。

68) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件（2）」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「第

万5,000挺、実包2,500万発の注文が入っていることを伝えていた。フランス側からは、前年の1918年12月24日付で、二六年式拳銃1,000挺と同実包20万発、価格にして4万9,000円分の武器購入の申し入れ実績があった。

さらに、1919年1月9日付で外務次官幣原喜重郎から陸軍次官山梨半造宛に、「西比利亜「チェック、スローヴァク」軍司令官「ジャンン」將軍ニ兵器借渡方ニ関シ仏国大使ヨリ申出ノ件」⁶⁹⁾が発給された。そこでは兵器代金はフランス大使館が引き受けるとされ、この申出を至急了解するよう要請している。これを受ける形で同月13日、「チェック、スロバキア軍司令官ジャンン將軍ニ兵器交付ノ件」には、参謀総長上原勇作から陸軍大臣田中義一に対し、以下のような要請があったことを記している。

すなわち、「首題ノ件ニ関シ一月十一日西発第二号ヲ以テ照会ノ趣異存無之交付方取計候條承知相成度候也、追而内地ヨリ浦潮ニ追送ノ兵器ハ第十二師団兵站監ヲシテ関東野戦砲兵廠保管ノ小銃実包二百万発ハ、関東兵站監ヲシテ夫々「ジャンン」中將ニ交付ノ手續ヲ実施スル如ク指示候條為念申添候」⁷⁰⁾とあった。ジャンン將軍宛の武器輸出については、駐日フランス大使館が仲介していたこともあり、陸軍は日本外務省との緊密な連携を保持しつつ、武器輸出の早期実現に向けて活発に動いていた。日本政府も既に本件については、同年1月7日に閣議決定を済ませており、非常に協力的な姿勢を見せている。続いて同月18日、フランス側の代表として、同国大使館付武官と陸軍側とが直接契約締結の手続きを完了している。この結果、フランスに三八式歩兵銃2万5,000挺、三〇年式銃剣2万5,000振、三八式銃実包2,500万発が輸出されている⁷¹⁾。

また、関東軍兵站監志岐守が、同月30日の日付で陸軍省軍務局長菅野尚一宛に送付した「外国軍ニ弾薬交付セシ受領証送付ノ件」には、「仏国ジャンン中將宛ノ小銃実包式百万発ハ、大正八年一月二十九日哈爾濱ニ於テ仏国ドウフオンテン中佐ニ交付ノ件ハ先ニ大臣宛電報々告致置候処該受領証別紙及送付候」⁷²⁾とある。フランスのシベリア派遣軍の

五十号 西一六二六」、JACAR、Ref：C08040177900、画像頁1085）。

69) 「政機密第一〇号 大正八年一月九日 外務次官幣原喜重郎 陸軍次官山梨半造殿」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref：C08040177900、画像頁1062）。なお、この供与については数多くの文書史料で確認されるが、その一つとして「チェック、スロバキア軍司令官ジャンン將軍ニ兵器交付ノ件」があり、そこには「今般チェックスロバキア軍司令官ジャンン將軍ノ要求ニ基キ小銃二万五千挺実包二千五百万発ヲ同將軍ニ交付ス」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref：C08040177900、画像頁1068）とある。

70) 「チェック、スロバキア軍司令官ジャンン將軍ニ兵器交付ノ件回答」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref：C08040177900、画像頁1056）。

71) 「七年 西第一六二八号 其七 在西比利「チェック、スローヴァク」軍司令官「ジャンン」將軍ニ兵器供給方ニ関シ仏国大使ヨリ申出ノ件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref：C08040177900、画像頁1061）。

72) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件(1)」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、

ジャナン将軍が日本に実包200万発を発注した事実は、関東軍兵站監が田中陸軍大臣に送付した前日29日電報でも確認可能である。

フランス側への武器輸出が引き続き実施され、「西受 一六二八号 大正八年二月十三日電報」として、「大臣宛 発信者 第一二師団兵站監」の「監参電二四」には「ジャナン中将ニ交付スヘキ銃一六五〇〇、銃剣一六五六〇〇、同予備品一九五〇、実包八七二〇〇発十二日仏国派遣員へ交付セリ、之ヲ以テ全部交付シ終ル」⁷³⁾との記録がある。さらに、「西受 第三一四号 大正八年二月十日電報」として「大臣宛 発信者 第一二師団兵站監」には、「ジャナン中将へ交付スヘキ兵器ノ内第二次渡トシテ、三八式銃三千挺実包一一五三六〇〇〇、二月八日仏国派遣員ト受授ヲ了セリ」⁷⁴⁾とある。

日本政府は、フランス政府の意向を汲む形で武器輸出を積極的に行った。日時を追って整理しておく。1919年2月26日付、フランス大使館付武官グルニエ大尉の名で陸軍大臣田中義一宛に「拝啓陳ハジャナン将軍部下部隊武装ノ為メ、左記ノ銃器ヲ日本政府ニ於テ御供給クダサルコトヲ得ヘキヤ否可伺出旨同将軍ヨリ申越候、小銃九千挺、短銃或ハ騎銃二千挺、実包八百万個^(ママ)」⁷⁵⁾とある。具体的な史料として、1919年3月11日付で第12師団兵站監佐藤小次郎が陸軍大臣田中義一宛への報告書「兵器弾薬仏軍ニ交付済ノ件報告」には、「「ジャナン」中将及び「チェック」軍ニ交付スヘキ兵器弾薬ハ前後五回ヲ以テ仏軍へ交付済」とし、別紙「仏軍ニ交付セル兵器弾薬数表」を示している⁷⁶⁾。日本からフランスへ、そして、フランスを経由してチェコ軍団に武器輸出が実施されていたのである。

フランスへの武器輸出はこれだけではなく、1919年7月15日付でフランス大使館付武官ド・ラポマレード少佐の名前で田中義一陸軍大臣宛に、次の武器輸出の依頼があり承諾されている。具体的には、「拳銃囊500、拳銃囊ノ負革及帯1000、拳銃拭淨ノ附属品一式1000」⁷⁷⁾等であり、金額的には合計で5,350円程であった。

JACAR、Ref: C08040177800、画像頁1040)。

73) 「西一六二六 一二 大臣宛 発信者第十二師団兵站監」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref: C08040177800、画像頁1035)。

74) 「大臣宛発信者 十二師団兵站監 第一〇九号 千九百十九年二月二十六日 仏国大使館付陸軍武官補充官 グルニエ大尉」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref: C08040177800、画像頁1037)。

75) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件(4)」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「第一〇九号千九百十九年二月二十六日 仏国大使館付武官補充官 グルニエ大尉」、JACAR、Ref: C08040178100、画像頁1215-1217)。

76) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件(1)」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』、JACAR、Ref: C08040177800、画像頁1011-1012)。

77) 「第45号 仏国大使館付武官 在西比利仏国派遣に兵器払下の件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「第二三〇号 千九百十九年七月十五日 仏国大使館付陸軍武官 ド・ラポマレード少佐」、JACAR、Ref: C08040178200、画像頁1236-1237)。

チェコスロバキア軍（当該期の表記は「チェック、スローヴァク」軍）への武器輸出は上記の如くフランスを媒介にして実行された。時間が前後するが、「チェック軍ニ兵器弾薬交付ノ件報告」には、1918年5月22日、浦潮派遣軍兵站部長志岐守から陸軍大臣田中義一に送付された文書で、「チェック軍ニ交付スヘキ兵器左記ノ通り五月五日浦潮ニ於テ其受領者仏国陸軍大臣「テイシエ」ニ交付候條該受領証相添ヘ及報告候也、追テ去ル四月二十八日ニ交付セシモノト合シ小銃一万一千小銃実包八百万発全部交付済ニ付申添候也」⁷⁸⁾とし、三十年式銃剣9,026挺、三八式歩兵銃6,970挺等、多種の附属品が輸出されることになった。

イタリアはシベリア干渉戦争に2,400名程度の兵力を派遣しており、日本からの武器購入を依頼していた。1919年6月3日付で駐日伊国公使による外務大臣宛要請文には、シベリア出兵したイタリアの在ウラジオストク・イタリア軍司令官の要請により、イタリア領内のオーストリア人600名の捕虜が志願兵としてイタリア軍に編入されることになり、これを武装する目的で日本に武器輸出を依頼した旨が記されている。すなわち、「連合国ヨリ武器購入不可能ナル由申来リ、同司令官ハ在西比利日軍司令部ハ伊軍ニ対シ小銃六百挺及弾薬ヲ供給シ得ラルルコトナシ、本職ヲ通シテ貴国政府ヘ同司令部ニ可然下命アルヲ請願致リ、尚ホ伊軍司令官ハ該当ノ伊太利志願兵ハ近次漸ク暴行ヲ増シツツアル過軍ニ対シ、鉄道守備隊ノ用役ニモ立チ得ヘシ申立居リ度、右貴官ヲ経テ政府ヘ請願方宜敷御取計度候也」⁷⁹⁾とある。

これに対して、陸軍次官は外務次官宛の同年6月18日付の「回答」で、「照会ノ件了承要求ノ小銃及実包ハ別紙価格ニテ譲渡スルコトトシ、取計度伊国大使館側ニ於テ右価格ニ異存無之候、至急供給ニ関スル手續完了致度候」とし、三八式歩兵銃600挺（単価47円74銭、単価合計2万8,644円）、三八式銃剣600挺（単価7円50銭、単価合計4,500円）、三八式実包600,000発（単価一万発850円、単価合計5万1,000円）、合計で8万4,144円の武器輸出が実行された⁸⁰⁾。これら三八式歩兵銃は、日本陸軍使用の中古品であった。フランスやイタリア以外の国からも武器購入の要請が記録されているが、紙幅の関係で割愛する。

78) 「第44号 チェック軍に兵器供給に関する件(3)」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 日独戦役』「チェック軍ニ兵器弾薬交付ノ件報告」、JACAR、Ref: C08040178000 画像頁1114-1115)。

79) 「在西比利伊国軍隊兵器供給に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記』「西受第一四五号 外務省 在西比利伊国軍隊兵器供給ニ関スル件」、JACAR、Ref: C07060963500、画像頁0476-0477)。

80) 「在西比利伊国軍隊兵器供給に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記』、JACAR、Ref: C07060963500、画像頁0471)。

おわりに 小括に代えて

以上の論述から得られた結論を示しておきたい。

第一の課題について、対ロシア武器輸出の基本的な理由が日本の国際的地位向上と総力戦体制創出期における兵器独立にあったことを確認した。ロシアからの大量の武器購入要請への積極的な対応は、国内兵器生産体制の拡充という結果をもたらした。1910年代から1920年代にかけて武器輸出の国際ネットワークが形成され、多国間の武器輸出入システムが構築されるが、日本も確実にこのネットワークに参入できたのである。

大戦期における日本の対ロシア武器輸出は、対ドイツ戦に傾注せざるを得なかったイギリスやフランスが、武器輸出国から過度的かつ限定的ではあったにせよ、武器輸入国とならざるを得なかった間隙を縫う形で実行された。それは、連合国側の一員としての日本に絶好の役割を与えることになった。同時に武器輸出国として、イギリスやフランスから期待される反面、大戦後の日英・日仏関係に微妙な関係性をも持ち込むことになった。それを醸成したのも、日本の対ロシア武器輸出の積極的な展開であった。

ただ、日本政府に主体的かつ積極的に日露関係を同盟関係へと発展させていく戦略が確定していた訳ではなかった。対ロシア武器輸出は、(表1)で示したように、その質量ともイギリスとフランス等と比較しても圧倒的ではあった。しかし、質量の多寡で日露関係の強固さを実証するのは、合理的な把握でない。当該期日本の外交政策の目標は、第一次世界大戦を好機とする国際的地位の格上げに置かれており、その限りで対ロシアへの器輸出は、外交目標を実現する手段でもあったのである。

第二の課題として、ロシアからの武器輸入要請の目的は、輸入交渉に携わった関係者の証言から明らかのように、対ドイツ戦の勝利であった。一方、日本側としてもロシアの対ドイツ戦勝利への貢献は、大戦後の国際政治上に安定かつ鞏固な地盤を形成するうえで有利となるとの判断があった。日本が兵器生産能力の限界をも超えてまで対応し、イギリスやフランス等への武器輸出にも果敢に取り組んだのは、西欧諸列強との武器輸出を通じた外交関係の強化が射程に据えられていたからである。

そのことは、日本政府指導層の発言から読み取れよう。そこには日本の安全保障政策の見地から、合理的とする政策的判断があったのである。武器輸出を鋭意推進した政府及び陸・海軍のなかに、そうした思考が確実に存在したがゆえに、(表2)で示したように民設工場、つまり民営工場をも動員しつつ生産力向上に尽力した。ロシアは武器の輸出入を媒介に日露関係の強化を求め、対ドイツ戦の勝利を得ようとした。日本はこれに対応することで大戦後の国際政治に重きを得たいとした。

日本・ロシア・イギリス・フランスの四カ国のなでの連携と調整の結果、日本の圧倒的

な量の対ロシア武器輸出が実現した。ロシアからの武器輸入要請が膨大な量となったことは、その後日本の兵器生産技術と官民工場の充実にも結果していく。そのことは、また1920年代以降における日本の武器輸出の新たな展開の基礎をなしたのであった⁸¹⁾。

81) ロシア史研究者である吉村〔1991〕は「第四章 第一次大戦中における日露関係」のなかで日本の対ロシア武器輸出の実態を詳細に触れながら、「対露輸出のうち最も重要なものは、ロシア側の切望した軍需品であり、それはこの期間における外交交渉の切り札として、しばしば利用された。」（199頁）と結論づけている。因みに、対露輸出額は、1914年：12,80,949円、1915年：89,538,402円、1916年：151,114,575円、1917年：87,748,692円となっており、1916年は1億5,000万円を超えて日本の輸出相手国で第三位にまでなった（吉村〔1991〕200頁）。

文献リスト

- 芥川哲士 [1987] 「武器輸出の系譜（承前）—第一次大戦期の武器輸出—」『軍事史学』第22巻第4号。
- 伊藤隆編 [1981] 『近代日本史料選書2 大正初期山県有朋談話筆記 政界思出草』山川出版社。
- エドワード・パールィシェフ [2012] 「第一次世界大戦期の「日露兵器同盟」と両国間実業関係—「ブリネル&クズネツォーフ商会」を事例にして—」島根県立大学地域研究センター編『北東アジア研究』第23号。
- エドワード・パールィシェフ [2005] 「第一次世界大戦期における日露接近の背景—文明論を中心にして—」北海道大学スラブ研究センター編『スラブ研究』第52号。
- エドワード・パールィシェフ [2013] 「第一次世界大戦期の「日露兵器同盟」とロシア軍人たちの「見えない戦い」—ロシア陸軍省砲兵本部の在日武器軍需品調達体制を中心に—」『ロシア史研究』第93号。
- エドワード・パールィシェフ [2019] 「反ボリシェヴィキ諸政権の内戦闘争と日本の軍事的な支援（1918～1922）」『ロシア史研究』第103号。
- 大山梓編 [1966] 『山県有朋意見書』原書房。
- 額縁厚 [2019] 「戦前期日本の武器生産問題と武器輸出商社—泰平組合と昭和通商の役割を中心にして—」『国際武器移転史』第8号。
- 額縁厚 [2018] 「戦前日本の武器移転と武器輸出商社」『世界』第912号。
- 額縁厚 [2011] 「兵器生産をめぐる軍民の対立と妥協—軍需工業動員法制定過程の分析を中心に—」額縁『日本政治史研究の諸相—総力戦・植民地・政軍関係—』明治大学出版会。
- 坂本雅子 [2003] 『財閥と帝国主義 三井物産と中国』ミネルバ書房。
- 通商産業省編 [1961] 『商工政策史 第四巻：重要調査会』（商工政策史刊行会）。
- 山室信一 [2011] 『複合戦争と総力戦の断層 日本にとっての第一次世界大戦』人文書院。
- 山室信一他編 [2014] 『現代の起点 第一次世界大戦 第1巻 世界戦争』岩波書店。
- 山本四郎編 [1979] 『京都女子大学研究叢刊4 第二次大隈内閣関係史料』京都女子大学。
- 吉村道男 [1991] 『増補 日本とロシア』日本経済評論社。
- 渡邊公太 [2011] 「第一次大戦前期の日本外交戦略 英米協調と日露同盟論の間で」戦略研究学会編『戦略研究』第9号。